

參考資料

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月3日 18時00分現在

事例数: 39事例（防疫措置対象: 73農場、3 と畜場 133,185頭）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所		発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患者確定時の頭数		措置完了日(〇日目)		17日目	28日目
					防疫措置(殺処分、消毒等)		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
					開始	完了		
①	豚一貫農場 (岐阜県岐阜市)	2018年 9月9日	546頭	9月9日	9月9日 6時00分	9月11日 14時00分	9月29日0時解除	10月10日0時解除
②	畜産センター公園 (岐阜県岐阜市)	2018年 11月16日	21頭	-	11月16日 1時00分	11月16日 15時00分	12月4日0時解除	12月15日0時解除
③	畜産研究所 (岐阜県美濃加茂市)	2018年 12月5日	503頭	12月5日	12月5日 5時30分	12月7日 15時32分	12月25日0時解除	1月5日0時解除
④	いのしし飼養施設 (岐阜県関市)	2018年 12月10日	21頭(いのしし)	-	12月10日 11時30分	12月11日 15時56分	12月29日0時解除	1月9日0時解除
⑤	農業大学校 (岐阜県可児市)	2018年 12月15日	10頭	-	12月15日 20時30分	12月16日 15時35分	1月3日0時解除	1月14日0時解除
⑥	豚一貫農場 (岐阜県関市)	2018年 12月25日	8,083頭	-	12月25日 7時30分	12月28日 8時10分	1月16日0時解除	1月26日0時解除
⑦	豚一貫農場 (岐阜県各務原市)	2019年 1月29日	1,609頭	-	1月29日 9時00分	1月31日 7時00分	2月18日0時解除	3月1日0時解除
	と畜場(㊦) (岐阜県岐阜市)	(関連と畜場)	150頭(係留頭数)		1月29日 17時45分	1月31日 7時00分	-	-
	豚肥育農場(㊧) (岐阜県本巣市)	(関連農場)	778頭		1月30日 13時20分	2月1日 6時50分	-	-
⑧	豚一貫農場 (愛知県豊田市)	2019年 2月6日	5,620頭	2月6日	2月6日 午前	2月12日 8時00分	3月2日0時解除	3月13日0時解除
	豚肥育農場(㊨) (愛知県田原市)	(関連農場)	1,611頭		2月6日 13時00分	2月10日 21時00分	-	-
	豚肥育農場(㊩) (長野県宮田村)	(関連農場)	2,444頭		2月6日 13時00分	2月8日 17時30分	-	-
	と畜場(㊪) (長野県松本市)	(関連と畜場)	38頭(係留頭数)		2月6日 11時00分	2月8日 17時30分	-	-
	豚一貫農場(㊫) (岐阜県恵那市)	(関連農場)	4,333頭		2月6日 9時00分	2月8日 17時10分	-	-
	豚肥育農場(㊬) (大阪府東大阪市)	(関連農場)	737頭		2月6日 9時30分	2月15日 17時30分	-	-
	豚肥育農場(㊭) (滋賀県近江八幡市)	(関連農場)	699頭		2月6日 10時30分	2月8日 17時45分	-	-

1

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月3日 18時00分現在

事例数: 39事例（防疫措置対象: 73農場、3 と畜場 133,185頭）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況（予定は最短の場合）			
発生場所		発生日	飼養頭数※（種別） ※飼養頭数は患者確定時の頭数		措置完了日（〇日目）		17日目	28日目
					防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
					開始	完了		
⑨	豚一貫農場（1戸2農場） （愛知県田原市）	2019年 2月13日	1,740頭	－	2月13日 8時00分	2月24日 20時00分	3月17日0時解除	3月25日0時解除
	養豚団地関連（7戸14農場）（㊦） （愛知県田原市）	（関連農場）	15,585頭					
⑩	豚肥育農場 （岐阜県瑞浪市）	2019年 2月19日	5,765頭	－	2月19日 11時00分	2月23日 7時00分	3月13日0時解除	3月24日0時解除
⑪	豚一貫農場 （岐阜県山県市）	2019年 3月7日	1,503頭	－	3月7日 9時30分	3月9日 7時30分	3月28日0時解除	4月7日0時解除
⑫	豚繁殖農場 （岐阜県山県市）	2019年 3月23日	3,637頭	－	3月23日 9時00分	3月26日 7時00分	4月14日0時解除	4月24日0時解除
⑬	豚一貫農場 （愛知県瀬戸市）	2019年 3月27日	4,131頭	－	3月27日 12時40分	4月3日 19時30分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
⑭	豚一貫農場 （愛知県田原市）	2019年 3月28日	1,730頭	－	3月28日 12時00分	4月5日 17時00分	5月24日0時解除	5月24日0時解除
	養豚団地関連（3戸3農場）（㊧） （愛知県田原市）	（関連農場）	6,421頭					
⑮	豚一貫農場 （愛知県瀬戸市）	2019年 3月29日	1,468頭	3月29日	3月29日 11時:50分	4月3日 19時30分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
⑯	豚一貫農場 （愛知県田原市）	2019年 3月29日	1,014頭		3月29日 23時45分	4月2日 16時00分	6月17日0時解除	6月21日0時解除
⑰	豚一貫農場 （岐阜県美濃加茂市）	2019年 3月30日	666頭	－	3月30日 15時30分	3月31日 15時30分	4月18日0時解除	4月29日0時解除
⑱	豚一貫農場 （岐阜県恵那市）	2019年 4月9日	3,521頭	－	4月9日 11時18分	4月11日 17時00分	4月29日0時解除	5月10日0時解除
⑲	豚一貫農場 （愛知県瀬戸市）	2019年 4月10日	4,641頭	－	4月10日 15時00分	4月15日 18時00分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
⑳	豚一貫農場 （岐阜県恵那市）	2019年 4月17日	9,830頭	－	4月17日 11時30分	4月22日 8時00分	5月10日0時解除	5月21日0時解除
	と畜場（ア） （岐阜県岐阜市）	（関連と畜場）	67頭		4月17日 17時00分	4月18日 8時00分	－	－ 2

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月3日 18時00分現在

事例数: 39事例（防疫措置対象: 73農場、3 と畜場 133,185頭）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況（予定は最短の場合）				
			措置完了日（〇日目）		17日目	28日目			
発生場所		発生日	飼養頭数※（種別） ※飼養頭数は患者確定時の頭数		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
					開始	完了			
㉑	豚一貫農場 （愛知県田原市）	2019年 4月21日	1,024頭	—	4月21日 11時40分	4月25日 19時00分	5月24日0時解除	5月24日0時解除	
	豚肥育農場（㊥） （愛知県田原市）	（関連農場）	391頭	—	4月21日 10時45分	4月25日 19時00分	—	—	
	豚肥育農場（㊦） （愛知県田原市）	（関連農場）	311頭						
㉒	豚一貫農場 （愛知県瀬戸市）	2019年 4月22日	966頭	—	4月22日 12時00分	4月24日 19時00分	5月12日0時解除	5月23日0時解除	
㉓	豚一貫農場 （愛知県田原市）	2019年 5月17日	3,433頭	—	5月17日 16時00分	5月23日 20時00分	7月7日0時解除	7月15日0時解除	
	養豚団地関連（1戸1農場）（㊧） （愛知県田原市）	（関連農場）	1,304頭		5月17日 16時00分	5月23日 20時00分	—	—	
㉔	豚一貫農場 （岐阜県山県市）	2019年 5月25日	2,040頭	—	5月25日 15時00分	5月28日 8時00分	6月15日0時解除	6月26日0時解除	
㉕	豚肥育農場 （岐阜県山県市）	2019年 6月5日	7,429頭	6月6日	6月5日 18時10分	6月10日 8時20分	6月28日0時解除	7月9日0時解除	
㉖	豚一貫農場 （愛知県田原市）	2019年 6月12日	1,271頭	—	6月12日 14時45分	6月16日 10時00分	7月7日0時解除	7月15日0時解除	
㉗	豚一貫農場 （岐阜県関市）	2019年 6月23日	1,193頭	—	6月23日 18時00分	6月25日 12時50分	7月13日0時解除	7月24日0時解除	
㉘	豚一貫農場 （愛知県西尾市）	2019年 6月29日	1,141頭	—	6月29日 19時15分	7月9日 23時50分	7月28日0時解除	8月7日0時解除	
	養豚団地関連（4戸6農場）（㊨） （愛知県西尾市）	（関連農場）	6,687頭	—	6月29日 19時15分	7月9日 23時50分	—	—	

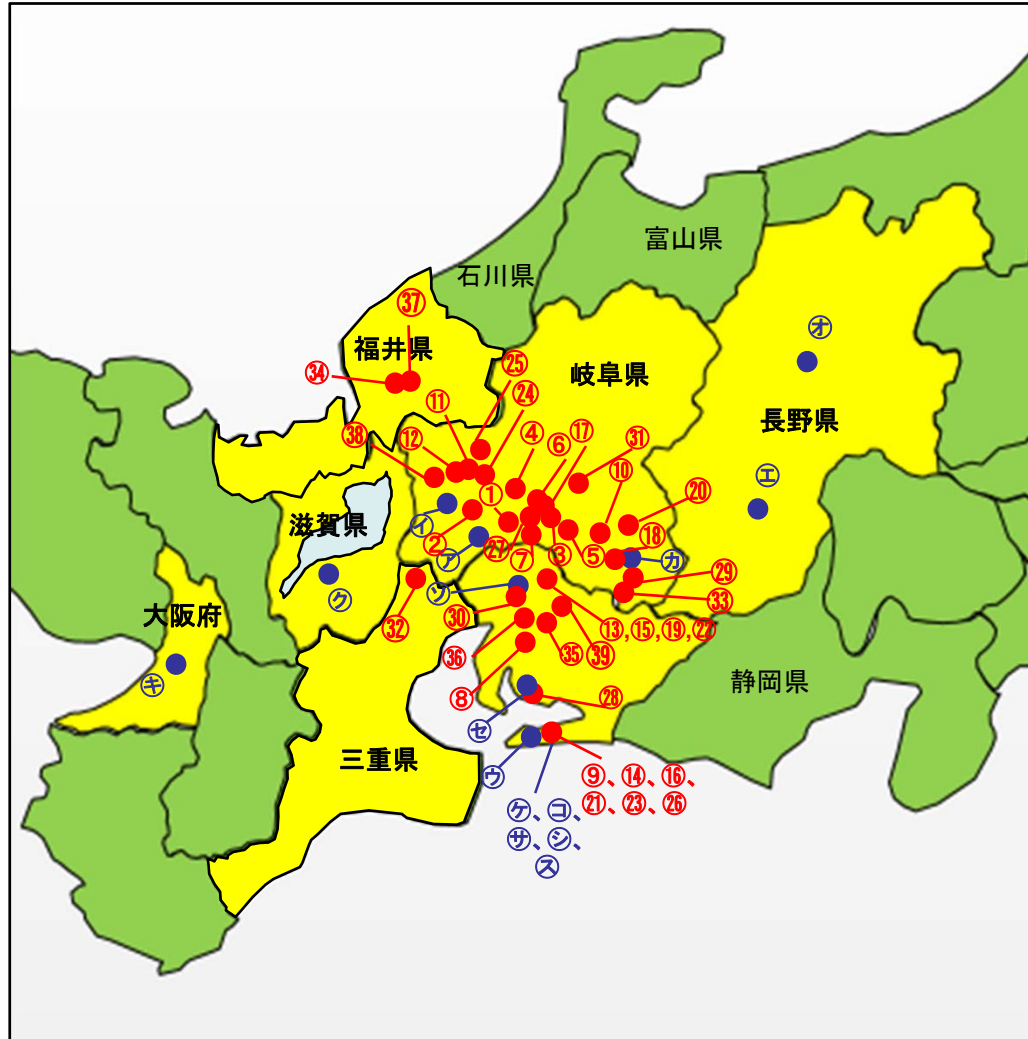
3

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月3日 18時00分現在

事例数: 39事例（防疫措置対象: 73農場、3 と畜場 133,185頭）				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所		発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患者確定時の頭数		措置完了日(〇日目)		17日目	28日目
					防疫措置(殺処分、消毒等)		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
					開始	完了		
②⑨	豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 7月3日	4,810頭	—	7月3日 23時00分	7月7日 15時15分	7月25日0時解除	8月5日0時解除
③⑩	豚肥育農場 (愛知県長久手市)	2019年 7月8日	583頭	—	7月8日 9時00分	7月12日 17時00分	7月31日0時解除	9月11日0時解除予定
	豚肥育農場(㊟) (愛知県瀬戸市)	関連農場	217頭				—	—
③⑪	豚一貫農場 (岐阜県七宗町)	2019年 7月10日	405頭	—	7月10日 7時00分	7月11日 14時30分	7月29日0時解除	8月9日0時解除
③⑫	豚一貫農場 (三重県いなべ市)	2019年 7月24日	4,189頭	—	7月24日 21時00分	7月30日 22時00分	8月17日0時解除	8月28日0時解除
③⑬	豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 7月27日	1,007頭	—	7月28日 2時00分	7月30日 10時30分	8月17日0時解除	8月28日0時解除
③⑭	豚一貫農場 (福井県越前市)	2019年 7月29日	297頭	7月31日	7月29日 20時00分	8月1日 9時30分	9月3日0時解除	9月14日0時解除予定
③⑮	豚一貫農場 (愛知県豊田市)	2019年 8月9日	312頭	—	8月9日 21時20分	8月11日 13時40分	清浄性確認検査① (8月29日以降実施) 陰性確認後解除予定	清浄性確認検査② 陰性確認後 9月9日0時解除予定
③⑯	県農業総合試験場 (愛知県長久手市)	2019年 8月9日	707頭	—	8月9日 22時20分	8月13日 21時30分	8月31日0時解除	9月11日0時解除予定
③⑰	豚一貫農場 (福井県越前市)	2019年 8月12日	688頭	—	8月12日 20時08分	8月16日 16時34分	9月3日0時解除	9月14日0時解除予定
③⑱	豚一貫農場 (岐阜県揖斐川町)	2019年 8月17日	3,606頭 * 精査中	—	8月17日 16時30分	8月23日 9時00分	9月10日0時解除予定	9月21日0時解除予定
③⑲	豚肥育農場 (愛知県豊田市)	2019年 8月31日	252頭 * 精査中	—	8月31日 21時00分	9月2日 10時00分	9月20日0時解除予定	10月1日0時解除予定

豚コレラの発生状況



○岐阜県、愛知県、三重県及び福井県において39事例が発生。

※大阪府、滋賀県及び長野県は関連農場

※最終発生日は8月31日

○疫学調査によると、感染野生イノシシや近隣の発生農場に由来するウイルスが、人、車両、野生動物、給餌車及び豚の移動を介して農場内及び豚舎内に侵入した可能性が指摘されているところ。これを受けて、

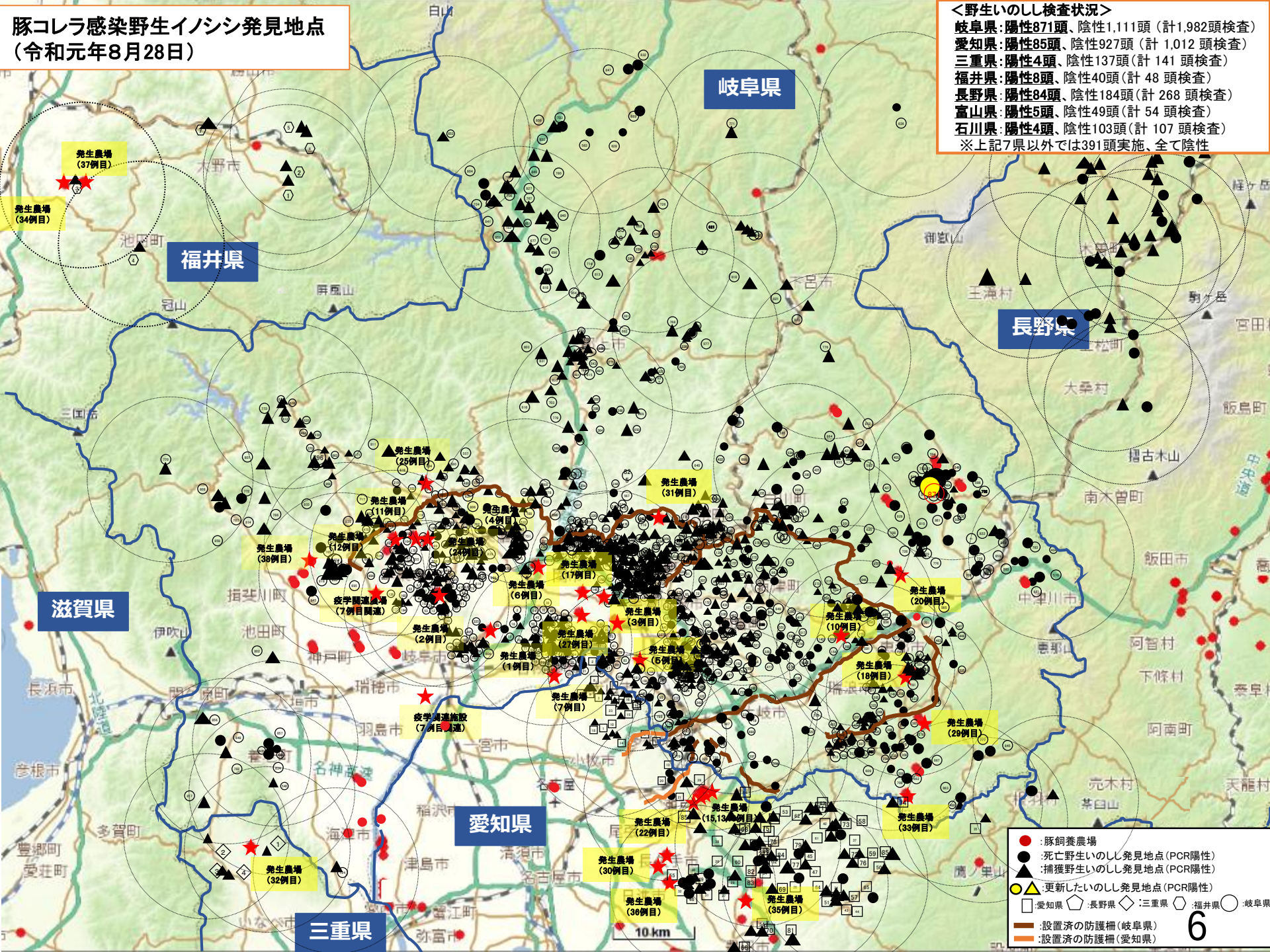
- ①毎日の健康観察と早期通報・相談
- ②野生動物の侵入防止対策の徹底
- ③適切な洗浄・消毒
- ④と畜場等の畜産関係施設での交差汚染防止対策の徹底
- ⑤畜産資材を導入する場合の対策の徹底等について改めて周知したところ。

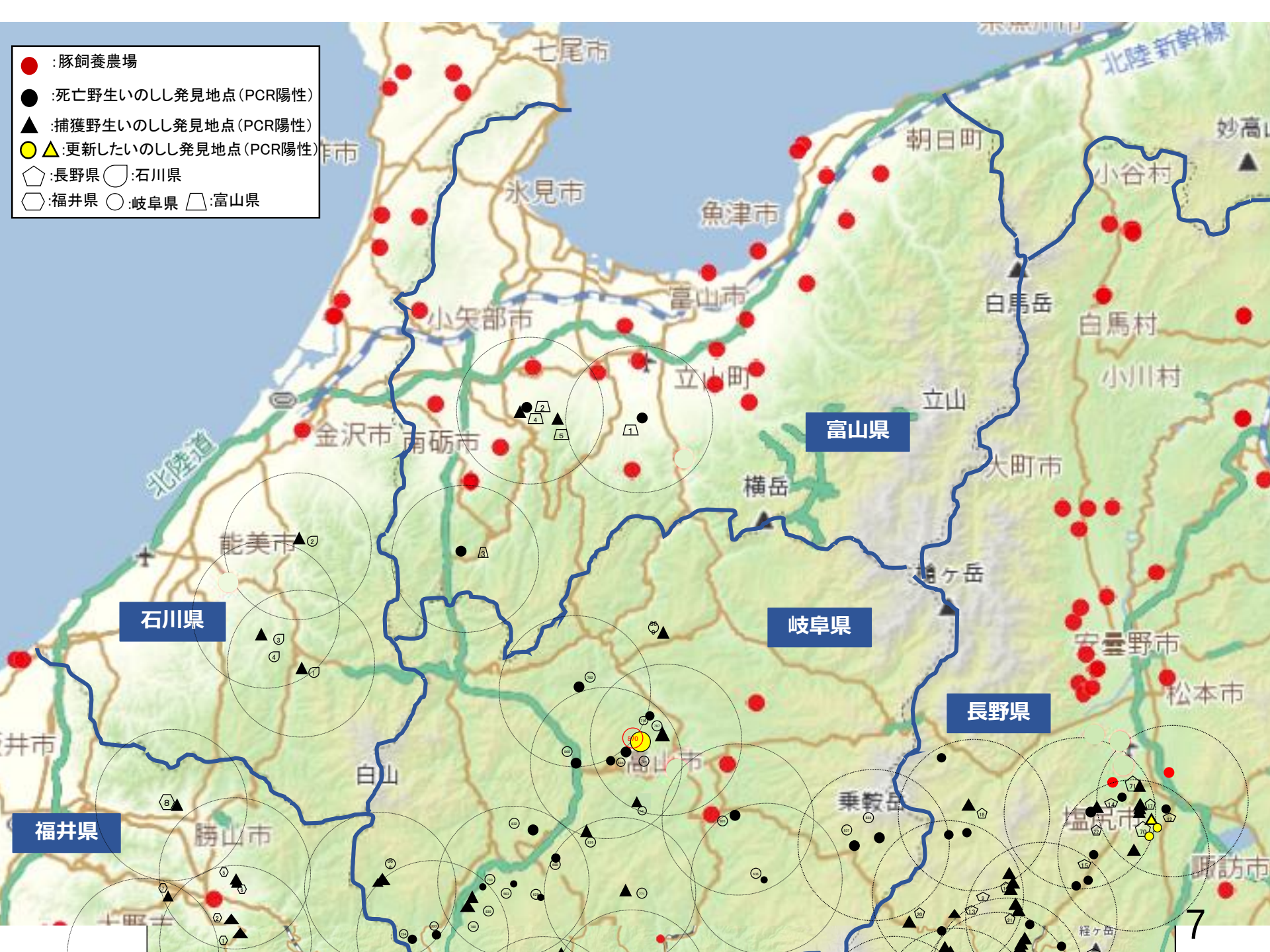
○農林水産省としては、早期出荷促進対策を提案し、本対策の活用を推進。

豚コレラ感染野生イノシシ発見地点
(令和元年8月28日)

＜野生いのしし検査状況＞

岐阜県:陽性871頭、陰性1,111頭(計1,982頭検査)
愛知県:陽性85頭、陰性927頭(計1,012頭検査)
三重県:陽性4頭、陰性137頭(計141頭検査)
福井県:陽性8頭、陰性40頭(計48頭検査)
長野県:陽性84頭、陰性184頭(計268頭検査)
富山県:陽性5頭、陰性49頭(計54頭検査)
石川県:陽性4頭、陰性103頭(計107頭検査)
※上記7県以外では391頭実施、全て陰性





野生イノシシ捕獲強化にむけた取組

捕獲強化に向けた取組	取組状況				
1. 重点捕獲エリアの設定 （ ・ 銃猟の効果的な活用 ・ わな設置数の増加 ・ 試験回数増 ）	- 関係 9 県※に対し、エリア設定の考え方、銃猟の効果的な活用、わな設置数の増加の方針を伝達 ※ 岐阜県、愛知県、三重県、長野県、福井県、富山県、石川県、静岡県、滋賀県 - 環境省とともに関係 9 県を訪問し、具体的なエリア設定について打ち合わせを実施 <table border="0"> <tr> <td>8/20 岐阜、</td> <td>8/21 石川・富山・福井</td> </tr> <tr> <td>8/22 長野・静岡・愛知</td> <td>8/23 三重・滋賀</td> </tr> </table> - 各県毎に重点エリアを設定し次第、9 月からエリア内での捕獲を強化	8/20 岐阜、	8/21 石川・富山・福井	8/22 長野・静岡・愛知	8/23 三重・滋賀
8/20 岐阜、	8/21 石川・富山・福井				
8/22 長野・静岡・愛知	8/23 三重・滋賀				
2. ICT わな、大型囲い罠の導入支援	- ICT わな開発企業の協力を得て、技術サポート窓口を設置 - 今後、導入が必要な地域に対して鳥獣交付金により支援				
3. 捕獲者サポート体制整備 (猟友会、隊友会、消防団の活用)	- 大臣より、大日本猟友会長に対し、更なる捕獲強化を依頼 (公社) 隊友会を訪問し、捕獲者サポート体制整備への協力を依頼 - 県・市町村を通じて自治会、消防団にも協力を依頼 （大日本猟友会から、関係 9 県に対し、更なる捕獲強化について依頼済）				

豚コレラ対策関係9県における捕獲重点エリアの設定概要

【富山県】

・県西部のワクチンベルト、県東部の常願寺川ラインを防衛ラインとして、重点エリアを設定。

【石川県】

・県の全域を捕獲重点エリアに設定。

【福井県】

・県のほぼ全域を捕獲重点エリアに設定。

【滋賀県】

・ワクチン散布エリアを除く県北部を捕獲重点エリアに設定。

【三重県】

・豚コレラ確認地点の南側に位置する北勢地域を防衛ラインに設定。

【岐阜県】

・山岳地域を除いたほぼ全域を捕獲重点エリアに設定。

【長野県】

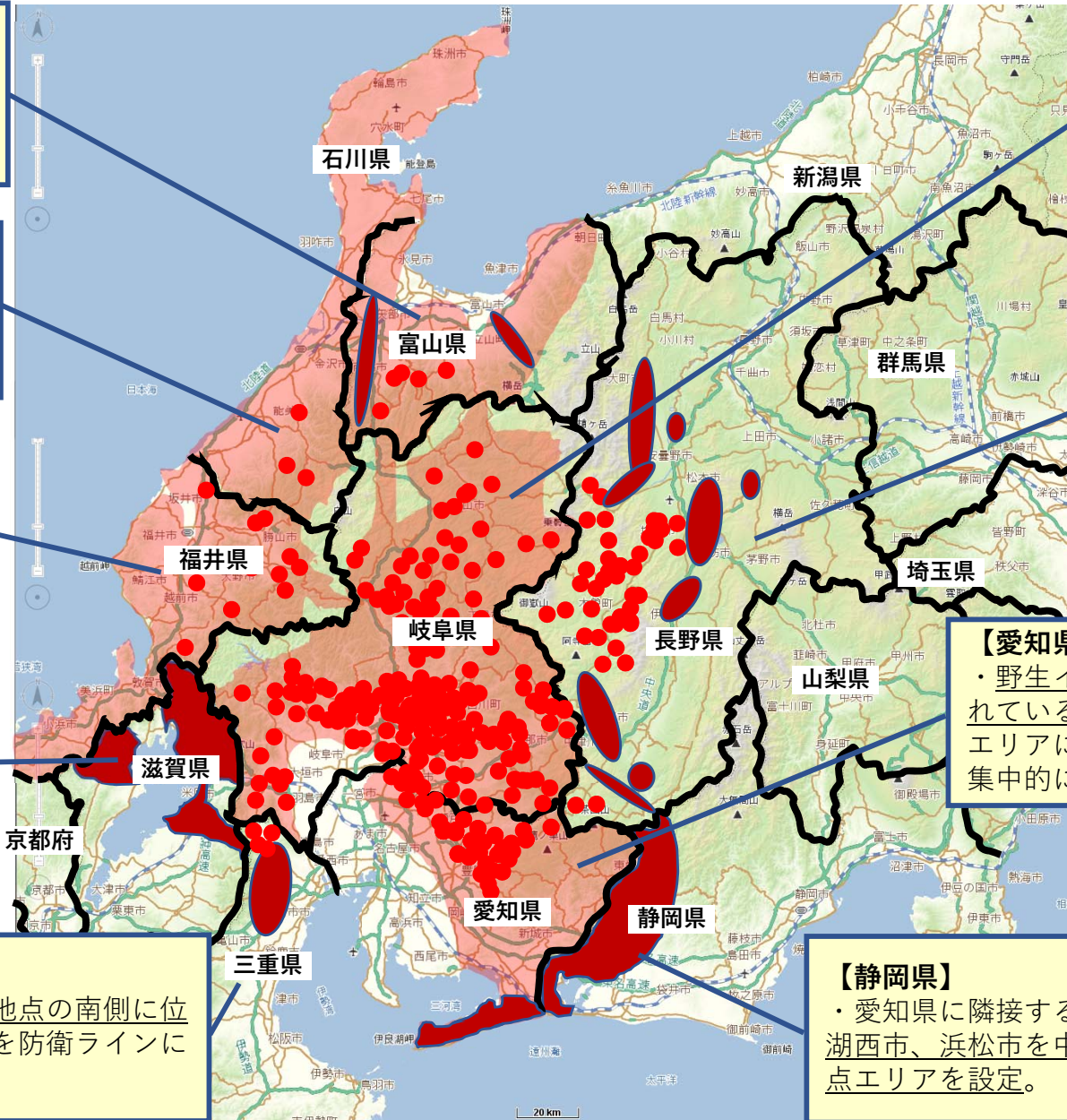
・県外からの移入と未感染地域への拡散を防ぐ「防衛ライン」を設定し、捕獲を強化しつつ移動拡散を防止。

【愛知県】

・野生イノシシの生息が確認されている地域の全域を捕獲重点エリアに設定。渥美半島は特に集中的に捕獲。

【静岡県】

・愛知県に隣接する、県西部の湖西市、浜松市を中心に捕獲重点エリアを設定。



捕獲重点エリア

捕獲重点エリアのうち
各県で特に重視する地域
（「防衛ライン」等）

● 野生イノシシ陽性地点（一部略）

2019年における経口ワクチン散布計画の実施概要

2019年9月4日

			1回目	2回目
散布の実施期間			2019年3月から1年間	
			3期に分けて散布(1期は2回散布) 春期(3月～5月上旬)、 <u>夏期(7月～9月)</u> 、冬期(12月～2月)	
春期	岐阜県	餌付け作業	3月18日～22日	4月25日～5月10日(愛知県境は、4月11日～20日)
		散布作業	3月24日～29日	5月7日～5月11日(愛知県境は4月21日、22日)
		回収作業	3月29日～4月3日	5月12日～5月16日(愛知県境は4月26日、27日)
		散布か所数(散布面積)	600か所(1, 167km ²)	937か所(1, 890km ²)
	愛知県	餌付け作業	3月19日～20日	4月11日～21日
		散布作業(散布期間:5日間)	3月24日、25日	4月21日、22日(岐阜県境は5月7日)
		回収作業	3月29日、30日	4月26日、27日(岐阜県境は5月12日)
		散布か所数(散布面積)	60か所(80km ²)	84か所(111km ²)

			1回目	2回目
夏期	岐阜県	餌付け作業	7月1日～12日	8月8日～19日
		散布作業	7月10日～16日	8月20日～24日
		回収作業	7月15日～21日	8月25日～29日
		散布か所数(散布面積)	1,800か所(8,450 km ²)	1,800か所(8,450 km ²)
	愛知県	餌付け作業	7月1日～3日	
		散布作業(散布期間:5日間)	7月12日～14日(犬山市他) 7月25日～28日(豊田市他)	8月20日～22日(犬山市他) 8月29日～8月31日(岡崎市他)
		回収作業	7月17日～19日	
		散布か所数(散布面積)	194か所(262km ²)	360か所(501km ²)
	三重県	先行散布	7月5日(5か所、10km ²)	
		餌付け作業	7月11日～15日	8月9日～21日
		散布作業	7月16日～18日	8月21日～23日 9月20日～22日(P)
		回収作業	7月21日～23日	
		散布か所数(散布面積)	100か所(280km ²)	270か所(1,080km ²)、170か所(800km ²)
	福井県	散布作業	7月12日、17日、8月20日、9月3日	8月5日、9日
		散布か所数(散布面積)	122か所(161km ²)	43か所(53km ²)

			1回目	2回目
夏期	長野県	先行散布	7月19日～20日、29日(80か所、160km ²)	
		餌付け作業	9月1日～3日、5日	
		散布作業	9月6日～8日、10日	
		回収作業	9月11日～13日、15日	
		散布か所数(散布面積)	(調整中)	
	富山県	先行散布	8月8日～8月12日	
		散布予定	8月13日～26日、9月上旬	
		回収作業	8月18日～(P)	
		散布か所数(散布面積)	150か所(150km ²)	
	石川県	餌付け作業	8月7日～16日	
		散布作業	8月20日～22日	
		回収作業	8月25日～27日	
		散布か所数(散布面積)	50か所(50 km ²)	
	静岡県	散布予定	9月下旬(調整中)	
	滋賀県	散布予定	9月下旬(調整中)	

1 飼養衛生管理の徹底

これまでの発生事例による疫学調査によると、感染野生イノシシや近隣の発生農場に由来するウイルスが、人、車両、野生動物、給餌車及び豚の移動を介して農場内及び豚舎内に侵入した可能性が指摘されているところ。これを受けて、

- ①毎日の健康観察と早期通報・相談
 - ②野生動物の侵入防止対策の徹底
 - ③適切な洗浄・消毒
 - ④と畜場等の畜産関係施設での交差汚染防止対策の徹底
 - ⑤畜産資材を導入する場合の対策の徹底
- 等について改めて周知。

拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査時の確認状況

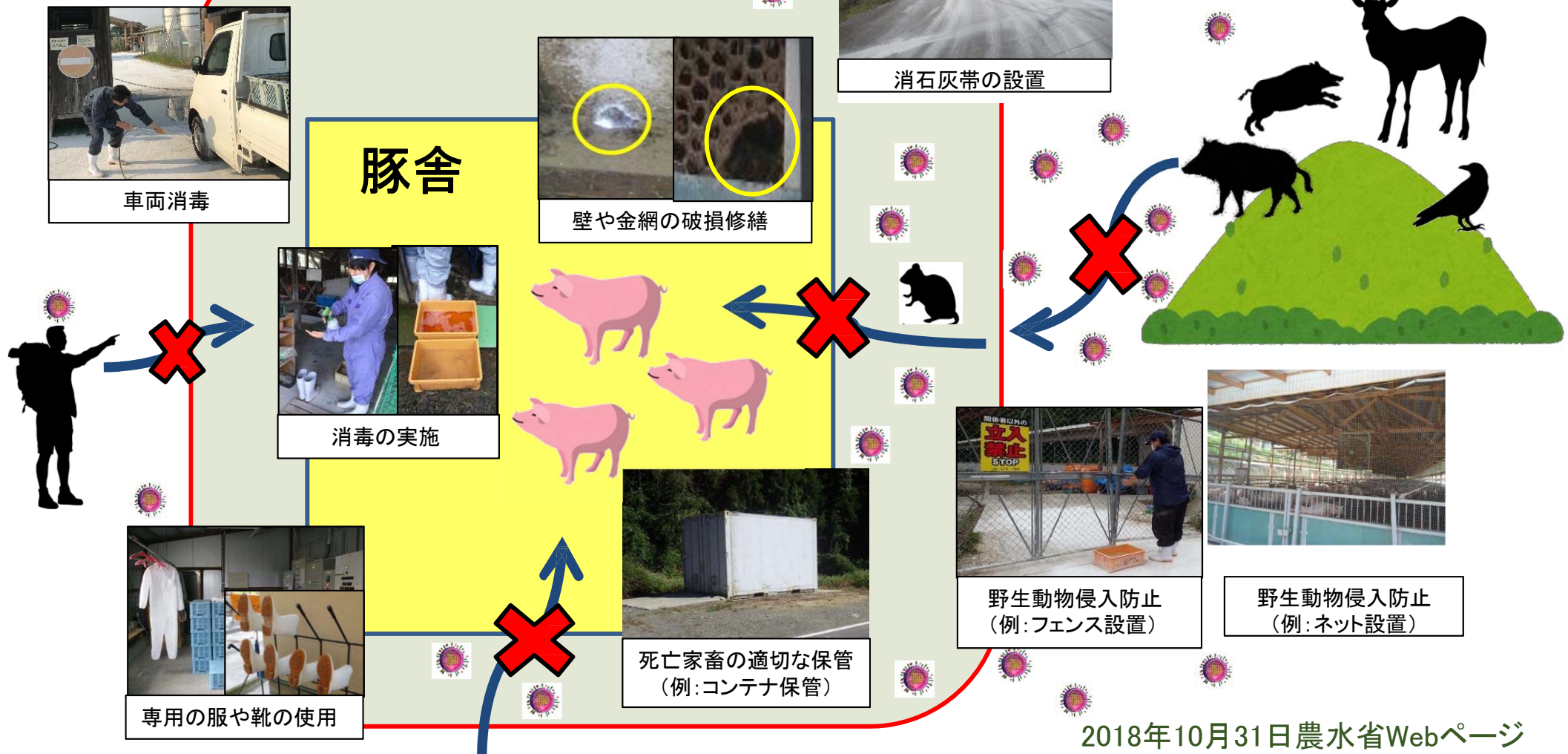
2019/7/31時点

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AD	AE	AF
1. 人・車両等の出入り対策																																		
長靴の履き替えや洗浄が不十分			●				●	●		●		●			●	●			●	●		●		●	●		●		●	●		●		●
作業服を着替え不十分、防護服・手袋未使用	●	●	●		●	●		●		●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●					●	●	●	●		●	●	●
立入車両の消毒が不十分										●					●	●		●	●		●	●			●	●		●	●					●
重機、一輪車等の消毒が不十分			●			●		●						●	●										●	●	●		●	●	●	●		●
豚舎間を歩かせて飼養豚を移動		●	●			●	●			●					●		●			●							●		●	●	●	●		●
2. 野生動物侵入防止対策																																		
野鳥の侵入			●	●					●											●		●	●				●	●						
野良猫の侵入、猫の飼養		●	●	●								●	●		●	●		●	●	●								●		●	●			
ネズミの侵入	●	●			●	●				●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●						●		●	●	●		

注：順不同であり発生順ではない

予防対策の重要ポイント

【衛生管理区域】



2018年10月31日農水省Webページ

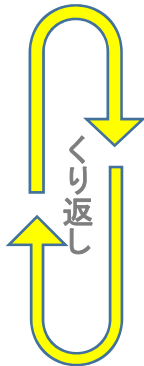
①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ
摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

飼養衛生管理強化の取組状況

これまでの取組(～8/21)		今後の予定
全国	都道府県の指導力強化 ・指導手引書の発出 ・国、県、養豚獣医師共同で農場指導(実学) ・都道府県作成の農場チェックシートを国が再確認し、改善ポイントをフィードバック 生産者の取組推進 ・強化すべきポイントを記したリーフレット配布 ・野生動物侵入防止、消毒等に係る動画公開	・都道府県が継続的にフォローアップ指導 ・飼養衛生管理基準の見直し(農場防護柵の設置等)
	都道府県による指導の強化 ・全農場の飼養衛生管理状況一覧表を毎週、国へ報告 豚コレラ地域研修会の開催(※2) ・生産者、関係事業者等実践すべき防疫対策について講演	・都道府県が農場毎の課題を記した農場カルテ作成し国へ提出(～8/30) ・農場カルテに基づき、国から課題の改善策を都道府県へ助言 →都道府県は国の助言を踏まえ、農場へ再指導 

※1 イノシン陽性県及び近隣県(岐阜、愛知、三重、滋賀、長野、富山、石川、福井、静岡)

※2 田原市(6月3日、6月20日)、岐阜市(6月20日)、名古屋市(7月1日)、津市(7月9日)、豊橋市(7月16日)、関東農政局管内(さいたま市、8月5日)、北陸農政局管内(金沢市、8月7日)、塩尻市(8月8日)、飯田市(8月8日)、近畿農政局管内(京都市、8月9日)

動画による情報提供

「豚コレラを防ぐ！～養豚農家を守るべき4つのポイント～」

「疫学調査の中間取りまとめ」からみえた養豚農家を守るべき4つのポイントを拡大豚コレラ疫学調査チーム長が解説



4つのポイント

- ・ 毎日の健康観察と、早期の通報・相談
- ・ 野生動物の侵入防止対策の徹底
- ・ 適切な洗浄・消毒
- ・ 豚の農場内の移動の際の、衛生対策の徹底

「飼養衛生管理基準」 ソフト編、ハード編

飼養衛生管理基準に基づいた、日々の作業における注意点（ソフト編）、病原体を侵入させない対策（ハード編）を解説



「日々の作業における注意点」

「病原体を侵入させない対策」

リーフレット

飼養衛生管理基準に基づいた、豚コレラ侵入防止対策（ソフト編、ハード編等）の各種リーフレット



Webサイト

動画・リーフレットのほか豚コレラに関する情報を掲載



➤ 飼養衛生管理基準

豚コレラ対策

http://www.maff.go.jp/l/syouan/doueik/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

➤ 豚コレラ対策

<http://www.maff.go.jp/l/syouan/doueic/sf/>

農林水産省 豚コレラ

検索

○ 早期出荷対策

陽性野生イノシシ10km圏内農場において以下の事業を活用可能。

1、2及び4については発生農家を除く。3については発生農家も対象に含む。

1 早期出荷奨励金（補助率：1/2）

基準額 肥育豚：39,000円/頭、繁殖豚：評価額

レンダリング処理 上限5,000円/頭（哺乳豚上限3,000円/頭）

2 経営再開支援（補助率：定額（1/2相当額））

空舎期間中の固定経費相当分を支援

肥育豚：12,000円/頭、繁殖豚57,000円/頭

3 衛生管理向上支援

①衛生管理強化に要する施設整備等を支援（補助率：1/2）

②地域で取り組む衛生管理資材の導入・備蓄を支援（補助率：定額）

4 繁殖母豚再導入支援

早期出荷を行った農家による繁殖母豚の再導入を支援

（補助率：1/2（上限40,000円/頭））

豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業を活用した衛生管理強化のイメージ

【整備内容例】

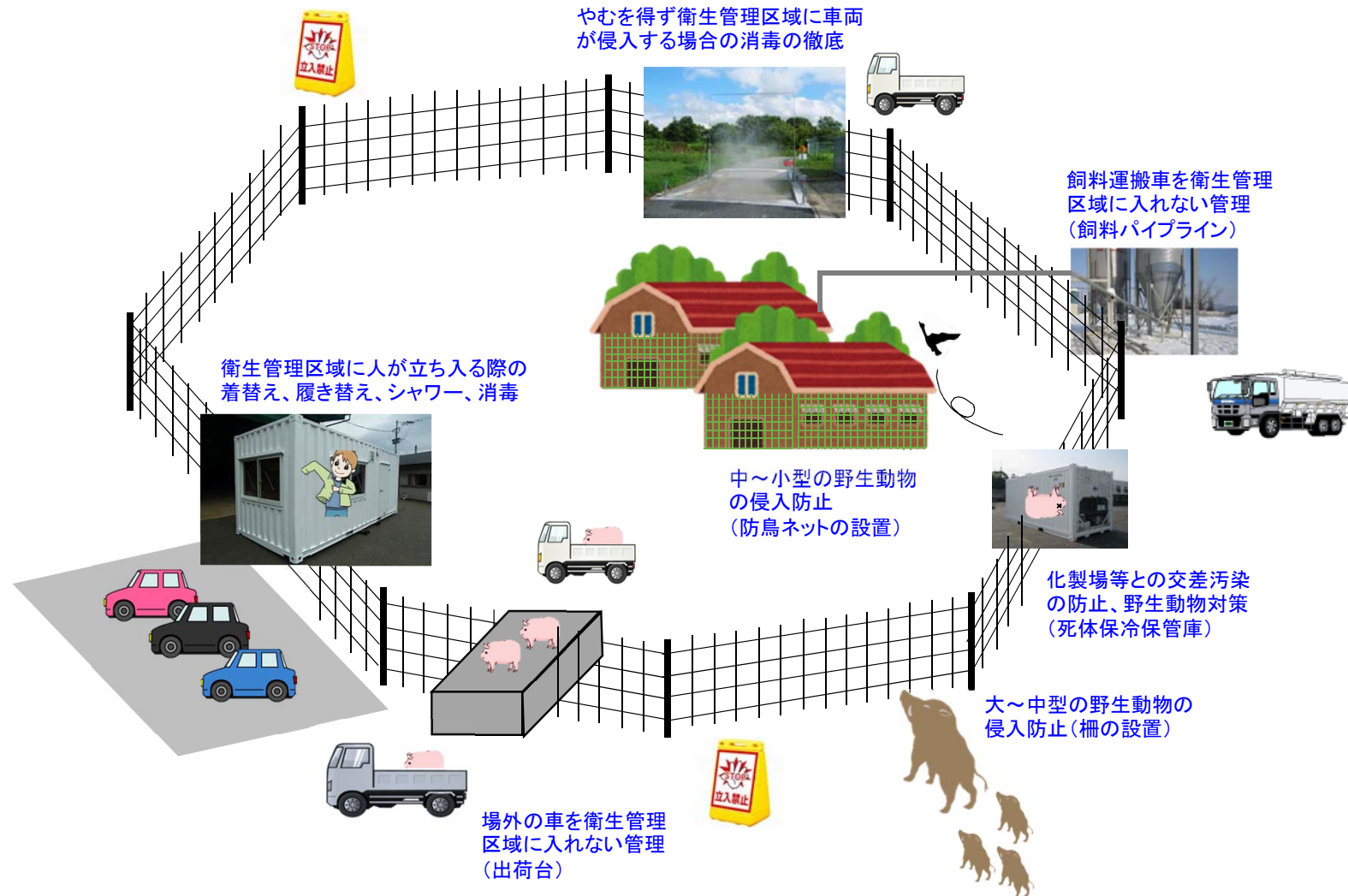
1. 農場の衛生管理区域の厳格区分

- ・更衣室・シャワーユニット
- ・パスボックス
- ・燻蒸庫
- ・出荷台
- ・車両消毒施設
- ・飼料搬入パイプ
- ・野生動物侵入防止フェンス
- ・注意喚起看板
- ・死体保冷保管庫
- ・高圧洗浄機

2. その他発生予防・まん延防止

- ・飲水消毒装置
- ・豚舎間通路
- ・防鳥ネット
- ・小動物侵入防止(壁等補改修)

※これらと同様の効果がある資材の導入も可能とすることで調整中



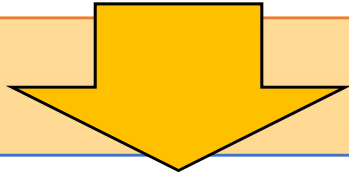
☞ 整備内容例をもとに、整備が必要な項目、見積り(上限枠なし)、農場内配置図等を記載した計画を提出いただき、専門家による現場確認等を経て精査・決定する仕組みを調整中

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業

全国の養豚農場に対して野生動物侵入防止用の柵を整備し、万が一我が国にアフリカ豚コレラウイルスが侵入した場合であっても農場への侵入を確実に防止する体制整備を行うことが我が国の養豚業を維持する上で必要不可欠である。

これらの対策は、アフリカ豚コレラ対策であるが、豚コレラ対策としても同様であり、5月以降豚コレラ陽性野生イノシシの確認地点の拡がりを踏まえれば、明日にでも豚コレラが周辺県に侵入・発生しても不思議ではない状況であることから、緊急に対策を実施することとする。

(独) 農畜産業振興機構



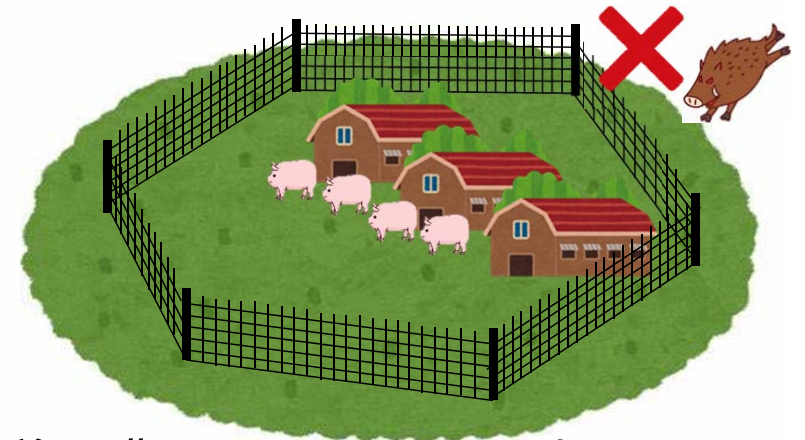
都道府県団体（事業実施主体）

【地域としての取組】

- ・ 地域内の養豚農場に防護柵を整備

【地域内参加者】

- ・ 地域内養豚農家



養豚農場の周囲に、野生イノシシ侵入防止用の柵を整備。

アフリカ豚コレラや豚コレラの農場内侵入防止を図り、地域の養豚振興に資する！！

【事業実施の状況】

- ・ 事業に参加する全41県の事業実施主体の選定を完了（不参加の6県は野生イノシシ未確認、別事業で対応済等）。
- ・ 柵の製造・販売業者の団体に対して、資材の供給等への協力を文書で要請。
- ・ 各県からの事業実施に関する質問に対して、Q&Aを整備して通知。

と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業のイメージ①

【と畜場】：豚及び野生イノシシにおける感染が確認されている県

【整備内容】

- ・車両消毒施設
- ・洗車場（舗装＋高圧洗浄機）
- ・係留施設・搬入口の消毒機器
- ・更衣室・シャワー室

エ

積み下ろし作業を行う者の着替え、履き替え、シャワー、消毒
（病気をと畜場に持ち込まない・病気を農場に持ち帰らない）



ア

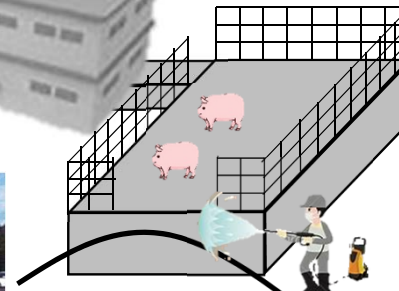
家畜運搬車両の消毒
（病気をと畜場に持ち込まない）



家畜運搬車両の消毒
（病気を農場に持ち帰らない）

ウ

係留施設・搬入口の消毒
（病気を農場に持ち帰らない）



イ

洗い流した糞尿による汚染防止
（病気を農場に持ち帰らない）



と畜場等疾病まん延防止緊急対策事業のイメージ②

【その他の畜産関係車両が集合する施設】：野生イノシシにおける感染が確認されている県

＜対策前＞

車両によるウイルスの広域的な拡散のおそれ

➡ 野生イノシシの感染が確認されていない地域においても豚コレラが発生する可能性



＜対策後＞

感染イノシシ確認地域を通過する車両を消毒

➡ 野生イノシシにより汚染された環境から養豚農場へウイルスが侵入するリスクを軽減



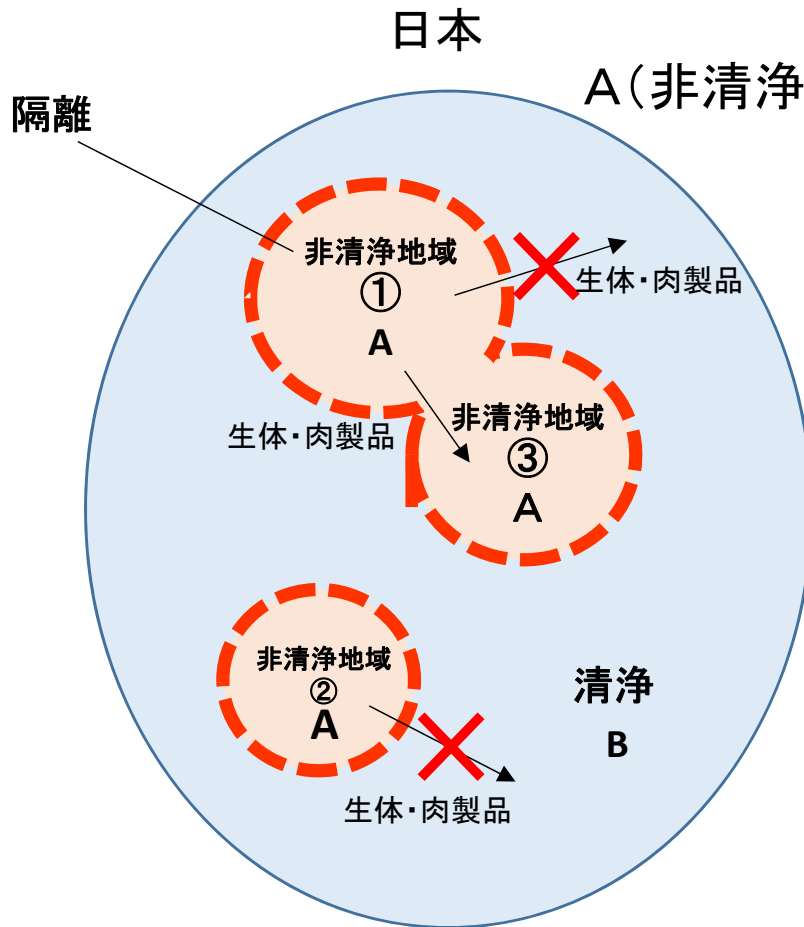
平成25年6月26日農林水産大臣公表
平成30年10月31日一部改正

第13 ワクチン(法第31条)

- 1 豚コレラのワクチンは、感染を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。
- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する(なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。)。①埋却を含む防疫措置の進捗状況 ②感染の広がり(疫学関連農場数) ③環境要因(周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状况)
- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。①実施時期 ②実施地域 ③対象家畜 ④その他必要な事項(本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等)
- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。
- 5 農林水産省は、ワクチンについて、必要に応じて、更に研究・検討を進める。

国内の一部の地域(A)が、他地域(B)と防疫上も物流上(生体及び肉製品)も明確に、隔離され、別の国と同様の状況(ゾーニング、ボーダーコントロール)になっていることが必要。

Aの都道府県(防疫の主体)＝非清浄地域



A(非清浄地域)からB(清浄地域)に生体、肉、肉製品を出さない。

- ・県による流通管理
- ・肉にしない(と殺処分)

が必要

Bの地域＝清浄地域

・非清浄地域の生体、肉や肉製品が清浄地域に流出していないことが担保されている限り、輸出国との交渉によるが、輸出の継続が可能。

アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況

初発生: 2019年1月9日
発生数: 11農場
豚、いのしし飼養頭数: 約3万1900頭

初発生: 2019年5月23日
発生数: 1村
豚、いのしし飼養頭数: 約260万頭

初発生: 2018年8月3日
発生: 156農場、6施設(と畜場)、
12村、6車両
最新の発生: 広西チワン族自治区
豚、いのしし飼養頭数: 約4億3500万頭

初発生: 2019年5月2日
発生数: 2施設(と畜場)
※同一のと畜場における発生
豚、いのしし飼養頭数: 約16万頭

初発生: 2019年8月1日
発生数: 1農場、2村
豚、いのしし飼養頭数:
約1800万頭

初発生: 2019年6月2日
発生数:
1農場、16村、1施設(市場)
豚、いのしし飼養頭数: 約387万頭

初発生: 2019年3月22日
発生数: 1農場、12村
豚、いのしし飼養頭数: 約193万頭

初発生: 2019年2月1日
発生数: 2616村、1施設(と畜場)
豚、いのしし飼養頭数: 約2740万頭

- : 2018年8月以降発生があった国、地域
- ✖ : アフリカ豚コレラ発生地点
- : アフリカ豚コレラ発生後、
疫区の封鎖が解除された地点
- ▲ : 野生いのししにおける
アフリカ豚コレラ発生地点

※赤字は更新箇所

※ 中国当局、OIE報告等の情報を元に作成
発生日: OIE報告による発生が確認された日
飼養頭数: FAO統計(2017)による

24

2019年8月20日現在

計(中国) 181か所(156農場、6施設、12村、6車両)(野生いのしし1か所)(22省、5自治区、4直轄市)
(ベトナム) 2617か所(2616村、1施設)(54省、5直轄市)
(モンゴル) 11か所(11農場)(6県)
(カンボジア) 13か所(1農場、12村)(5州)
(香港) 2か所(2施設)※同一のと畜場における発生
(北朝鮮) 1か所(1村)
(ラオス) 18か所(1農場、16村、1施設)(1都、5県)
(ミャンマー) 3か所(1農場、2村)(1州)

家伝法違反による逮捕事例

9月5日時点

	逮捕者	違法持込み日・違反品	告発日	逮捕日	適用される法律	起訴日	判決日
1	ベトナム人1名	<u>6月13日</u> (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	なし	<u>7月21日</u>	家伝法	—	—
2	日本人2名	<u>①5月17日</u> (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	<u>5月29日</u> 動検→警察	<u>8月6日</u>	家伝法	—	—
			<u>8月26日</u> 税関→検察	—	関税法 ※		
		<u>②5月31日</u> (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	<u>8月19日</u> 動検→警察	<u>8月27日</u>	家伝法	—	—
3	タイ人1名	<u>9月3日</u> (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	なし	<u>9月3日</u> * 警察への 通報日	家伝法	—	—

○罰則

・家伝法違反：3年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

・関税法違反：5年以下の懲役若しくは1,000万円等以下の罰金又は併科（第67条（輸出又は輸入の許可）違反）

※ 関税法の罰則は、税関長の輸入の許可を受けずに貨物を輸入しようとした者に対するもの

※ 家伝法第36条違反と関税法第67条違反の併合罪の場合：懲役は最大7年半、罰金は最大1,100万円

アフリカ豚コレラ対策の強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報配信
- 多言語動画の配信
 - ・ 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向けの直行便で機内アナウンスを実施（中国便は全便数のうち約9割）
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - ・ 日本養豚協会（JPPA）と連携したキャンペーンを実施
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
（ポスターによる案内）

2 日本に入れさせない

➤ 検疫探知犬の臨時的増頭

- ・ 追加措置し53頭体制に強化（導入手続中）

➤ 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）

- ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付（4月22日～8月20日の間に513枚を交付）
- ・ 違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応

➤ 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施

- ・ 検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
- ・ 税関と連携した検査を実施

➤ アフリカ豚コレラ発生国からの豚由来畜産物の検査強化

- ・ 携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）421件をPCR検査、63件からASFウイルス遺伝子を検出（うち2件からASFウイルスを分離）（8月2日現在）



検疫探知犬による探知活動

➤ 国際郵便物の検査を強化

- ・ 検疫探知犬の活用を拡大（川崎東郵便局、中部国際郵便局、大阪国際郵便局、新福岡郵便局、那覇中央郵便局）

➤ 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検を徹底

➤ 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理を指導（全167処理業者）

3 農場に入れさせない

➤ 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼

- ・ 環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知

➤ 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底